

平成25年度 第3回新潟市子ども・子育て会議放課後児童クラブ検討部会 概要

日時：平成26年1月30日（木）

場所：新潟市役所第1分館 1-602 会議室

議事内容		国の専門委員会報告書と新潟市の現状と方向性について ・事務局から内容を説明し、質疑、回答、意見交換を行う。委員の主な意見は下記のとおり(事前意見を含む)。 ※論点は議論になった項目のみ掲載。
【従うべき基準】	(1) 従事する者	<p><論点1>資格についてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の報告に「地域の人材が積極的に関わってもらうことにも意義がある」という記載があるが、市としてどのように取り入れていくか。 ・臨時職員に対しても、研修した後に配置する等、条例でなくても、一程度の内規を定めることが望ましい。 ・資格要件のない臨時職員に対し、「危機管理・守秘義務の講習会を受ける」など放課後児童クラブ従事者として新潟市独自の資格を設定してもよいのではないか。 ・専門的な知識や能力、技術の向上ができるような研修を必須とすべき。
	(2) 職員の員数	<p><論点2>具体的な員数についてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在公設クラブは有資格者を2人配置している。有資格者2人と明記する必要があるのではないか。 ・指導員1人当たりの児童数も明文化が必要ではないか。 ・障がい児は、一人ひとり違う。受入れに対しての職員配置は、条例によらずとも個別の対応ができるようすべき。 ・土曜開所や時間延長をして、人材確保はできるのか。スタッフが集まらずに運営するのはリスクがある。 ・小規模クラブについても全て複数配置が必要で、専任職員1人と兼任職員でも可とするという国の報告であると理解している。
【参酌すべき基準】	(4) 施設・設備	<p><論点4>専用室・専用スペースについてどう考えるか。 基準に定める1人当たりの面積について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1人あたり1.65㎡」という基準で、児童が活動するスペースとしての面積が保たれるのか、静養スペースがきちんと確保されるのか、見えてこない。 ・女子児童に配慮した施設整備(トイレや着替えスペース等)や静養スペースの確保が必要。 ・1人あたりの大きさをきっちり決めると、施設整備が難しくなる。ニーズ調査は将来的な施設整備に活かすものと思われる。 ・小学校教室等内の暫定利用は、学校教育サイドとのすり合わせはできているか。子どもの数が多い地域は空き教室もない。お互いの歩み寄りが必要と思われる。 ・学校と地域が連携を密にしていると、地域が学校内スペースの確保をしやすい。 ・障がい児の受入れに際し、クールダウンするスペースが必要。 ・狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。 ・子どもたちが健全に育つということが確保される施設やスペースや専用室になりうるのかどうかという視点で基準を決める必要がある。
	(6) 開所時間	<p><論点6>開所時間についてどのように定めるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の閉所時間との30分差は大きい。保育園並の開所時間は必要。安易な延長利用にならないよう、延長料金の設定や理由書の提出等も併せて検討していく必要がある。

<p>議事内容</p>	<p>国の専門委員会報告書と新潟市の現状と方向性について ・事務局から内容を説明し、質疑、回答、意見交換を行う。委員の主な意見は下記のとおり(事前意見を含む)。 ※論点は議論になった項目のみ掲載。</p>
<p>【基準に併せて検討が必要な項目】</p>	<p>利用料金 減免制度 指導員待遇</p> <p><論点8>利用料金及び減免制度についてどう考えるか。 指導員の待遇についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件がないのであれば、教員退職者などが指導員となれば安心できる。指導員の待遇改善も必要と思われる。 ・指導員は、研修、危機管理、障がい児対応、求められるものや責任に比例しての待遇となっているのか、妥当な待遇であるのか。 ・開所時間が長くなりかつ、子どもたちへの質の高い預かり場所にするために、資格を求めるとき、今の待遇で人材確保ができるのか。ある程度の金銭保証は必要となってくる。 ・指導員を確保するためには、それなりの労働条件と労働環境の確保が必要。条例に含めていくべき。
<p>【その他(基準以外の事項)】</p>	<p>放課後子ども教室、 児童館との 連携等について</p> <p><論点11>放課後児童クラブと放課後子ども教室(ふれあいスクール)や児童館との連携についてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいスクールなど地域で関われることは関わり、いろいろな体験を共有しながら子どもたちを育てていきたい。 ・ふれあいスクールや児童館、地域の子が使える社会資源を活かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべき。 ・狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。(再掲) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある ・スクールバスで学校に通っている地域では、土曜日など利用したくてもできない地域への配慮が必要と思われる。 ・児童が家庭で過ごす時間(保護者が向き合う時間)は必要。人格形成の大事な時期なので、社会の構造が子育て世帯に対し、協力する方向になればいいと思う。 ・小学生が利用する放課後児童クラブとして、保育園的な要素より教育的な要素をたくさん含んでほしい。 ・子どもの健全育成と多様なニーズのバランスが必要。 ・地域の子どもは地域が積極的に学校と関わり、育てていきたい。 ・地域の中の児童クラブという位置づけであるので、地域や学校との連携は極めて重要。国が示すであろう地域や学校との連携の項目も条例に反映していく必要がある。